

# 奈良県立青翔中学校高等学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

## はじめに

本校は、「いじめ防止対策推進法」及び「奈良県いじめ防止基本方針」等に則り、いじめは、重大な人権問題であるとともに決して許されない行為であると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等に関し、「いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

### 1. いじめ対策についての基本的な考え方

- (1) 科学的な見方・考え方を身につけ、将来、社会に貢献できる人材を育む本校の教育活動全般を通して、いじめの未然防止を図っていく。
- (2) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ、またはいじめの疑いや兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (3) いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して許されない行為であることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (4) いじめは、社会性を身につける途上にある生徒が集団で活動する場合、未然防止に努めていても発生すると認識し、生徒間のトラブルやけんか、ふざけあいと見えるもののなかにいじめが存在すると考え、限定的に解釈せず、常に認知にあたらうとする姿勢を保持する。
- (5) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭その他の関係者の連携の下に行う。
- (6) いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた生徒の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によりPTSD傾向を示したりすることが考えられることから、引き続き、いじめを受けた生徒を十分観察し、場合によっては、医療機関等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行っていくこととする。

## 2. いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、保護者や関係機関と連携・協力していじめを防止する体制づくりを構築するとともに、いじめ防止等の取組について検証し、取組の充実を図る。

また、いじめ事象発生時には、「いじめ対策委員会」を開催し、適切な対応策を協議する。

「いじめ対策委員会」は、次により構成する。

校長、教頭、生徒指導部長、人権教育部長、教育相談担当者、中学校統括、高校統括、養護教諭、関係学級担任・副担任、関係部活動顧問、(スクールカウンセラー)

## 3. 未然防止及び早期発見のための年間計画

月	職員対象	未然防止の取組	早期発見の取組
4	いじめ対策委員会 教育相談打ち合わせ	クラス開きHR	担任との個別面談
5	職員研修	育友会総会での啓発 人権HR	スクールカウンセラーによるスクリーニング会議
6	いじめ対策委員会	情報モラル講演会 人権作文	
7	ケース検討	生徒会啓発活動	アンケート調査
8			
9	職員研修 中間評価	人権委員による文化祭展示発表	担任との個別面談
10	ケース検討	人権講演会	スクールカウンセラーによるスクリーニング会議
11	職員研修	人権HR	
12	いじめ防止強化月間 いじめ対策委員会	生徒会啓発活動	アンケート調査 保護者アンケート
1	ケース検討	人権HR	担任との個別面談
2	職員研修		スクールカウンセラーによるスクリーニング会議
3	いじめ対策委員会 年間評価	合格者説明会における啓発	合格者面談での情報収集 小学校との連携

#### 4. いじめ発生時の対応

いじめの疑いや兆候、または、いじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、事実確認を行い、迅速に解決に向けた組織的対応を行う。また、ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

《対応の流れ》 事象の認知(事実確認・情報収集) ⇒ 《報告》 ⇒ 校長・教頭・生徒指導部長

※ 内容により教育委員会へ報告

⇒ 「いじめ対策委員会」の招集(状況把握・指導方針・役割分担)

※ 必要に応じて警察等へ相談 【高田警察署生活安全課 0745-22-0110】

⇒ 職員会議の招集(事象の内容・指導方針・役割分担を全職員で共通理解)

⇒ 具体的な指導・支援

#### 5. 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより、生徒の生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、あるいは、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合などをいう。

事象を認知した場合、速やかに、県教育委員会に報告するとともに、24時間以内に「いじめ対策委員会」を招集し、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。また、県教育委員会が調査の主体となった場合は、設置する重大事態調査のための組織に協力する。

##### 組織的対応の内容

##### ①事象の認知後、正確な事実確認・情報収集・報告

情報を得た教職員 → 当該生徒の担任・統括 → 生徒指導部長・教頭 → 校長  
→ 県教育委員会高校教育課生徒指導係 0742-27-9857

※ 保護者へは、事実確認をした後連絡する。

##### ②「いじめ対策委員会」の招集(24時間以内に対応、状況把握・指導方針決定・役割分担)

##### ③職員会議の招集

ア 事象内容、指導方針、役割分担、具体的な指導・支援を全職員で共通理解を図る。

イ 協働して事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む。

##### ④県教育委員会が調査の主体となった場合は、「奈良県いじめ対策委員会」への協力

##### 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供及び県教育委員会への報告

※ 情報提供や報告の際は、個人情報保護に十分配慮する。

#### 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ 被害生徒及び保護者への支援
- ・ 加害生徒及び保護者への指導・助言
- ・ いじめがあった集団への働きかけ
- ・ 上記に必要な関係機関等との連携

#### 解決後の取組

- ①事案が解消されたとしても、経過観察を行い、継続指導を行うとともに、再発防止に努める。
- ②スクールカウンセラー等の協力を得て、心のケアを行う。

#### その他

- ①事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ②マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。
- ③いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒やその保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、いじめを受けた生徒・保護者及び、いじめを行った生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認することとする。

#### 6. その他

いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。